

2026年1月

きょういく信託をご検討中のお客さまへ

株式会社埼玉りそな銀行

教育資金贈与信託（愛称：きょういく信託）の申込終了と
申込期限の変更について

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和8年度税制改正大綱が公表され「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限を延長せず、2026年3月末をもって終了する旨が明記されました。

上記をうけ、弊社において教育資金贈与信託（愛称：きょういく信託）をお申込みいただいたお客さまの契約を確実に成立させるため、新規・追加信託のお申込受付を以下の期限をもって終了させていただきます。

申込期限までに、弊社において委託者さま、受益者さまからご提出いただく書類内容の確認およびりそな銀行でのご資金の受入が必要となりますので、期限に余裕をもってご対応いただきますようお願い申し上げます。

【新規・追加信託の申込期限（変更）】

申込期限	変更後	変更前（ご参考）
	2026年2月27日(金)	2026年3月17日(火)

ご契約の成立には、上記申込期限までに、弊社にて、申込書類に不備がないことおよび委託者さまからりそな銀行へのご資金の入金が確認できることが必要となります。

なお、お申込み集中により、申込書類の不備補完対応など、手続完了までにお時間がかかる場合がございます。

状況に応じ、新規・追加信託申込手続の受付を上記申込期限より早期に終了することがございます。

商品について詳しくはパンフレット、弊社ホームページをご確認ください。

※埼玉りそな銀行は、りそな銀行の信託代理店としてこの商品をお取扱いしています。

以上